

## 情報発信事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 第1 業務概要

- (1) 件名 情報発信事業委託
- (2) 目的 主に若い世代の在日中国人をターゲットとして、中国人インフルエンサーにSNSで菖蒲まつりをはじめとした東村山市の観光コンテンツを情報発信してもらうことにより、東村山の認知度向上、観光客の誘致を図るとともに、市内産業の活性化を目的とする。
- (3) 業務内容 別紙「情報発信事業委託仕様書」のとおり。
- (4) 業務期間 平成31年4月中旬～平成32年3月13日（金）

### 第2 業務に要する費用

予定上限額 1,439千円（税込）

※ 企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、東村山市との打ち合わせに要する費用、平成31年10月予定消費増税分を含む。また、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定上限額）を超過した場合は失格とする。

### 第3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 第4 参加資格

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 営業種目「広告代理」、「ビデオ、スライド製作」、「催事関係業務」、「その他の業務委託等」のいずれかについて、東村山市での競争入札参加資格を有していること。有していない場合は、参加申込時に以下の書類を添付し、契約締結時までに入札参加資格の登録をすること。
  - ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - ・財務諸表
  - ・法人事業税納税証明書 ※

・法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書 ※

※ 最新事業年度のもので、未納でないことを確認できるものに限る。

- (3) 東村山市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けている者でないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。
- (5) 平成26年4月1日以降に契約額500,000円以上の本件類似業務（中国人向け情報発信）の受託実績があること。なお、類似業務については民間実績含むものとする。

## 第5 応募方法及び参加資格の審査

プロポーザルに応募する事業者は、参加申込書（及び指定された書類）を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

### (1) プロポーザルの募集方法

平成31年3月13日（水）から、市ホームページにて実施要領を公表する。

### (2) 申込方法

① 提出期限：平成31年3月25日（月） 午後5時まで

※土・日曜日・祝日を除く。

※郵送の場合、当日必着

② 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 提出方法：持参又は郵送

④ 提出場所：東村山市役所 北庁舎1階 地域創生部産業振興課

（〒189-8501 東京都東村山市本町1-2-3）

⑤ 提出書類：プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

誓約書 （様式2） 1部

会社概要書 （様式3） 1部

業務実績調書 （様式4） 1部

※第4 参加資格（2）の書類も必要に応じて提出し、間に合わない場合は、企画提案書等提出時に合わせて提出すること。  
提出が無い場合は失格とする。

(3) 参加資格審査

応募者が多数の場合は、「会社概要書」、「業務実績調書」を評価のうえ、最大5者を指名する。

(4) 参加審査結果通知

平成31年3月27日（水）までにメールにより通知する。

## 第6 質疑応答

このプロポーザルに対する質問方法及び回答については、次のとおりとする。

(1) 提出期限

平成31年3月13日（水）から平成31年3月26日（火）午後5時まで

(2) 質問方法

下記アドレスへ電子メールにより提出すること。なお、提出期限後に提出された質問や指定した方法以外で提出された質問に対しては回答しない。また、件名に【情報発信事業委託に関する質問】と入力すること。

提出先アドレス：sangyoshinko@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

(3) 回答期限

平成31年3月27日（水）までに随時回答する。

(4) 回答方法

市ホームページへ質問及び回答を掲載する。

## 第7 企画提案書等の作成及び提出

指名を受けた事業者は期日までに企画提案書を作成し、次の書類を必要部数用意し、提出しなければならない。なお、企画提案書には以下の内容を記載すること。

- ・会社概要
- ・類似する業務実績
- ・使用するSNS媒体及び情報発信方法及び回数
- ・起用するインフルエンサーに関する情報（アカウント情報・経歴・実績・フォロワー数等）
- ・ターゲットへの認知獲得・市内への来訪促進・来訪者による市内特産品の購入などに関する見込まれる効果。

(1) 提出期限等

- ① 提出期限：平成31年4月5日（金） 午後5時まで
- ② 提出場所：東村山市役所 北庁舎1階 地域創生部産業振興課  
(〒189-8501 東京都東村山市本町1-2-3)
- ③ 提出方法：持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 提出書類・必要部数

- ① 企画提案書 原本1部 写し7部
- ② 参考見積書（様式5） 原本1部 写し7部

※企画提案書は任意様式とするが、A4とする。

## 第8 審査方法及び審査基準

企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、審査項目及び配点に基づき評価し、最高得点を挙げた事業者を契約候補とする。ただし、得点については、審査委員会総得点の平均が60点以上（満点は100点）でなければならないものとする。複数の事業者が同得点の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。応募者が1事業者の場合でも審査を行い、審査委員会総得点の平均が60点以上であれば、これを決する。審査内容の詳細については以下の通りである。

(1) プレゼンテーション審査実施日

平成31年4月10日（水）

※ 実施時間については、後日、個別連絡します。

(2) プレゼンテーション審査会場

いきいきプラザ3階 マルチメディアホール

※ いきいきプラザ3階 情報研修室が控室になります。事業者ごとのプレゼンテーション開始予定時間10分前までに控室でお待ちください。

(3) プレゼンテーション内容

企画提案書等の内容について個々に提案を行うこと。1事業者あたり質疑応答含め30分以内とする。

(4) プレゼンテーションの注意点

- ・説明者の会場への入室については、説明者を含む3名以内とする。
- ・VGA（ミニD-sub15ピン）端子により出力するプロジェクター及び

スクリーンは東村山市が用意する。プレゼンテーションに必要な電子データを保存し、当該環境にて出力可能なパソコン（タブレット含む）は各自で用意すること。

(5) プレゼンテーション審査結果の通知

平成31年4月12日（金）にメールにて通知する。

(6) 審査項目

審査項目については、類似する業務実績・企画提案の内容・インフルエンサー・見込まれる効果・プレゼンテーション・参考見積額により審査する。

## 第9 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なおその際には、特定された者はあらためて見積書を提出する。

## 第10 日程

実施要領の公告	平成31年3月13日（水）	
参加申込受付締切	平成31年3月25日（月）	午後5時
質問受付締切	平成31年3月26日（火）	午後5時
質問回答	平成31年3月27日（水）	までに随時回答
企画提案書等受付締切	平成31年4月 5日（金）	
提案者プレゼンテーション及び審査日	平成31年4月10日（水）	
結果通知	平成31年4月12日（金）	
契約締結	平成31年4月中旬	
業務開始	平成31年4月中旬	

## 第11 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した辞退届（任意書式）を事務局に持参し、又は郵送すること。なお、参加辞退届は東村山市長宛とすること。

## 第12 情報公開

提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「東村山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

※ 著作権法第42条の2（行政機関情報公開法等による開示のための利用）により、市が情報公開条例に基づく公開に用いる目的であれば、著作物の利用が認められている。

※ 未公表の著作物（市と契約締結した事業者の企画提案書は除く）について著作者から公開に同意しない旨の申出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開となる。

### 第13 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する場合、その提案を失格とする。
  - ①提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等に示された要件に適合しないもの
  - ②提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
  - ③理由もなく、説明会及びプレゼンテーションに出席しなかったもの
  - ④参考見積書の金額が、上限額を超過したもの
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) プレゼンテーションにて口頭で提案したことについては契約内容に含むものとする。
- (7) 記載した担当者・インフルエンサーは、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は市の了解を得ること。
- (8) 審査により特定された受託候補者が契約に至らなかった場合は、次に得点が高かった者を受託候補者とする。

(9) 本プロポーザルは受託候補事業者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

(10) この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 第14 担当部署

東村山市役所地域創生部産業振興課 担当：小倉・深井

東村山市本町1丁目2番地3 北庁舎1階

電話 042-393-5111(代表) 内線：2914

FAX 042-394-4200

メール sangyoshinko@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp